

産科医等確保支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、産科医等の処遇改善を図るため、産科医等確保支援事業を行う分娩施設の開設者(市町を除く。以下「事業者」という。)及び当該事業者に補助し、又は自ら事業を行う市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) 産科医等確保支援事業

産科医等に対し分娩手当等を支給する事業をいう。

(2) 産科医等

産科又は産婦人科を担当する医師又は助産師であつて、分娩を取り扱うものをいう。

(3) 産科医師

産科又は産婦人科を担当する医師であつて、帝王切開を実施するものをいう。

(4) 分娩手当等

取り扱った分娩の回数に応じ、産科医等に対し支給される手当をいう。

(5) 帝王切開手当等

実施した帝王切開の件数に応じて、産科医師に対して支給される手当をいう。

(6) 分娩施設

分娩を取り扱う病院、診療所又は助産所であつて、分娩費用が55万円未満のものをいう。

(7) 分娩費用

妊産婦(母子保健法(昭和40年法律第141号)第6条第1項に規定する妊産婦をいう。)が、分娩に伴い分娩施設に入院した場合における、当該事業者又は市町に対し支払う入院に係る標準的な費用であつて次に掲げるものをいう。ただし、妊産婦が任意に選択できるサービスに係る費用を除く。

ア 分娩(管理・介助)料

イ 入院費用

ウ 胎盤処理料

エ 処置料・注射料・検査料

オ 産科医療補償制度の掛金

カ その他分娩に必要な費用

(8) 就業規則等

就業規則・労働契約又はこれらに類するものをいう。

第3 補助の対象及び補助率(額)

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 所要額調書(様式第2号)

ウ 事業計画書(様式第3号、様式第3号の2)

エ 分娩施設の概況書(パンフレット等)

オ 就業規則等が記載された書類又はその写し

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定の際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業者が市町の場合においては、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第4号による補助金調書を作成し、これを補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業者が市町以外の場合においては、補助金の収支に関する帳簿を備え、分俵手当支給及び帝王切開手当支給等の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 市町長が補助金の交付の決定をする場合においては、(1)から(4)までに掲げる事項を条件として付さねばならないこと。この場合において(1)から(2)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と読み替えるものとする。
- (6) 市町長が補助金の交付を決定する際の条件として付した(1)の承認及び(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

第6 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更承認申請書（様式第5号）
 - イ 変更所要額調書（様式第2号）
 - ウ 変更事業計画書（様式第3号、様式第3号の2）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第6号）
 - イ 実績額調書（様式第2号）
 - ウ 実績書（様式第3号、様式第3号の2）
 - エ 手当等支給実績書（様式第7号、様式第7号の2）
 - オ 支給対象者への手当等の支給が確認できるもの
- (2) 提出期限
補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第8号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで
附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。ただし、平成26年度分の帝王切開手当等手当加算については、平成27年1月1日から平成27年3月31日までの分の補助金に適用する。

附 則

- 1 この改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から適用する。

- 2 この改正の適用の際現に改正前のそれぞれの様式により提出される申請書等は、改正後のそれぞれの相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の適用の際現に改正前のそれぞれの様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象		補助率（額）
事業主体	補助対象経費	
事業者	<p>1 就業規則等において産科医等に対して支給することが明記された分娩手当等（事業者が個人であって知事が特に認めるものについては、分娩手当等に相当するもの）</p> <p>2 就業規則等において産科医師に対して支給することが明記された帝王切開手当等（事業者が個人であって知事が特に認めるものについては、帝王切開手当等に相当するもの）</p>	<p>1 1 分娩当たり10,000円に、交付の申請をした年度1年間に取扱った分娩手当等の支給対象となる分娩の回数を乗じて得た額</p> <p>2 帝王切開手当等加算 1 帝王切開ごと従事した医師1人当たり10,000円に、交付の申請をした年度1年間に取扱った帝王切開手当等の支給対象となる帝王切開の回数を乗じたうえ、帝王切開に従事する医師数を乗じて得た額 ただし、この医師数は、1 帝王切開当たり2人を上限とする。</p>
市町	<p>1 就業規則等において産科医等に対して支給することが明記された分娩手当等</p> <p>2 就業規則等において産科医師に対して支給することが明記された帝王切開手当等</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内</p>
	<p>1 就業規則等において産科医等に対して支給することが明記された分娩手当等（事業者が個人であって知事が特に認めるものについては、分娩手当等に相当するもの）について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>2 就業規則等において産科医師に対して支給することが明記された帝王切開手当等（事業者が個人であって知事が特に認めるものについては、帝王切開手当等に相当するもの）について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>市町が補助するのに要する経費と、補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額)以内</p>